

静岡海区漁業調整委員会指示第5-5号

太平洋広域漁業調整委員会指示（令和4年指示第43号）に基づき、沿岸くろまぐろ漁業を営む場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年7月7日

静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精

1 定義

- (1) くろまぐろはえ縄漁業とは、海面においてはえ縄漁法（幹縄に多数の枝縄を付け、枝縄の先端に釣針を結びつけた漁具を横に長く延ばして行う漁法）によりくろまぐろをとることを目的とする漁業をいう。
- (2) くろまぐろひき縄釣漁業とは、海面においてひき縄釣漁法（釣り糸及び釣り針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う漁法）によりくろまぐろをとることを目的とする漁業をいう。
- (3) くろまぐろ（大型魚）とは、30キログラム以上のくろまぐろをいう。
- (4) 本県漁業者とは、静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者をいう。

2 承認の申請

太平洋広調委承認（太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく、沿岸くろまぐろ漁業の承認をいう。以下同じ。）を受けている本県漁業者のうち、以下の漁業によりくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は、あらかじめ静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認（以下「承認」という。）を受けなければならない。

- (1) くろまぐろはえ縄漁業
- (2) くろまぐろひき縄釣漁業

3 承認証の交付

委員会は、上記2の漁業にかかる承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

4 承認の要件

- (1) 承認の申請者は、本県漁業者であって、太平洋広調委承認を受けているものであること。
- (2) 承認を受ける漁法は、くろまぐろはえ縄漁業又はくろまぐろひき縄釣漁業のいずれか一つであること。

5 承認を受けた者の遵守すべき事項

承認を受けた者は、以下の(1)から(3)までの事項を遵守することとする。

- (1) 漁業法及び静岡県資源管理方針別紙1-6（令和2年静岡県告示第780号）の内容を遵守すること。
- (2) 静岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年静岡県規則第62号）に基づく報告を行うこと。
- (3) 静岡県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指導指針（令和4年静岡県告示第13号）に基づく助言、指導、又は勧告の内容を尊重すること。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「はえ縄漁業又はひき縄釣漁業によるくろまぐろ（大型魚）採捕承認事務取扱要領」による。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和6年8月31日までとする。

別記

はえ縄漁業又はひき縄釣漁業によるくろまぐろ（大型魚）採捕承認事務取扱要領

第1 承認の申請

委員会指示の2の(1)又は(2)の漁業について承認を受けようとする者は、採捕承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

ア 申請理由書

イ 事業計画書

ウ 太平洋広調委承認証の写し

エ その他委員会が必要と認める書類

第2 申請書の提出期限

令和5年10月13日

第3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、以下の漁業承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

- (1) くろまぐろはえ縄漁業にかかる承認にあつては、くろまぐろはえ縄漁業承認証
- (2) くろまぐろひき縄釣漁業にかかる承認にあつては、くろまぐろひき縄釣漁業承認証

第4 承認書の書替え

承認を受けた者は承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更承認申請書（様式第3号）に承認証を添えて委員会に提出しなければならない。

第5 承認に係る地位の承継

承認の期間中に、太平洋広調委承認の承継に基づき承認に係る地位を承継しようとする者は、第1に定めるところに従い、承認の申請を行わなければならない。この場合において、委員会は、承認の申請が承継前と同一の漁業にかかるものであるときに限り、申請を承認する。

第6 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けなければならない。

第7 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに委員会に承認証を返納しなければならない。

様式第 2 号

(はえ縄漁業承認証)

くろまぐろはえ縄漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁船登録 番 号	
承認期間	
年 月 日	
静岡海区漁業調整委員会会長	

(ひき縄釣漁業承認証)

くろまぐろひき縄釣漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁船登録 番 号	
承認期間	
年 月 日	
静岡海区漁業調整委員会会長	

備考：それぞれの承認証の用紙は、日本産業規格 A 6 とする

〔 はえ縄漁業
ひき縄釣漁業 〕※

によるくろまぐろ（大型魚）漁業の内容変更承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名（法人にあってはその名称）

下記により〔 はえ縄漁業
ひき縄釣漁業 〕※ の内容変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号 静岡認第 号
- 2 承認年月日 年 月 日
- 3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする理由

※申請する漁業種類のうちいずれか一つを選択して記載すること

〔はえ縄漁業
ひき縄釣漁業〕※ によるくろまぐろ（大型魚）漁業承認証再交付申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名（法人にあってはその名称）

〔はえ縄漁業
ひき縄釣漁業〕※ によるくろまぐろ（大型魚）漁業承認証の再交付を受けたいので、

下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 静岡認第 号
- 2 承認年月日 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

※申請する漁業種類のうちいずれか一つを選択して記載すること